

庄内地域における集落営農組織化の動向

秋 葉 節 夫

I はじめに

2007（平成19）年4月策定の「水田・畑作経営所得安定対策」の加入対象となるのは、担い手である認定農業者か特定農業団体（またはこれと同等の要件を満たす組織－水田転作の受託組織を含む－）のいずれかである。もちろん、政策的な位置づけとしては、「担い手の主役」は認定農業者であり、「集落営農組織」は「個別の営農だけではカバーできない場合」に、共同で営農し、それを補完するものとして位置づけられている^[1]。

ところで、東方地方は、都府県のなかでは、規模の大きい経営の占める割合が高く、2010（平成22）年『農林業センサス』では、経営規模3ヘクタール以上層の占める割合は、都府県平均の2.5%に対して東北地方は6.9%となっている。また、認定農業者も相対的に厚く存在している。表1は、認定農業者数と集落営農数の増減（平成17年から平成22年までの5年間）を示したものである。これによれば、認定農業者の数は、近年でも堅調な伸びを示していることが理解される。また、同じ表1で、集落営農数を見てみると、84.5%と関東・東山地域に次いで大きく増加を示している。表2 特定農業団体の推移と表3 農業生産法人の推移は、山形県庄内地域の同推移を示したものである。これを見ると、集落の農業の中心となる担い手として、認定農業者だけではなく、特定農業団体や農業生産法人も支持されてきているのが理解できる。今後東北地方でも集落営農組織が一層増加してくることが予測できるのである^[2]。

もちろん、集落営農組織には多様な形態があるのであるが、本稿では、認定農業者の多い東北地方において近年形成されつつある、認定農業者を核とした集落営農への取り組みを、二つの事例をもとに検討して、その特

質や今後問題となってくるであろう課題について検討してみたい。そうすることを通じて、集落営農と集落の関わりについて明らかにしてみることが課題である⁽³⁾。

表 1 認定農業者数と集落営農数の増減（平成17年から平成22年）

	認定農業者数		集落営農	
	実数(平成22年)	増減率(%)	実数(平成22年)	増減率(%)
全国	249376	30.1	13577	34.7
北海道	32830	28.2	289	△27.0
都府県	216546	30.4	13288	37.5
東北	49480	38.0	2997	84.5
北陸	18195	46.0	2089	9.3
関東・東山	51530	26.0	936	102.2
東海	9731	43.6	790	5.0
近畿	11489	34.8	1771	11.7
中国・四国	22120	37.2	2137	20.1
九州・沖縄	53968	19.1	2568	65.6

出典：農林水産省「集落営農意識調査」2011年、「農業経営改善計画の認定状況」2011年

表 2 認定農業団体の推移

特定農業団体

	H18 (H19. 3. 31現在)	H19 (H20. 3. 31現在)	H20 (H21. 3. 31現在)	H21 (H22. 3. 31現在)
鶴岡市	1	11	12	12
酒田市	7	80	83	83
三川町	0	0	0	0
庄内町	0	7	7	7
遊佐町	0	4	4	4
管内計	8	102	106	106

出典：山形県庄内総合支庁農業振興課資料

表3 農業生産法人の推移

	農業生産法人		
	H19 (H20. 1. 1現在)	H20 (H21. 1. 1現在)	H21 (H22. 1. 1現在)
鶴岡市	37	39	40
酒田市	11	11	12
三川町	7	6	6
庄内町	9	9	10
遊佐町	5	6	6
管内計	69	71	74

出典：山形県庄内総合支庁農業振興課資料

Ⅱ 認定農業者を核とした特定農業団体づくり

一 酒田市北平田地区の事例一

本稿で考察の対象とする山形県庄内地域は、東北地方のなかでもとくに認定農業者が多数存在する地域のひとつである。この庄内地域に位置する「JA庄内みどり」の担い手の育成・確保の対策を見てみると、①認定農業者のさらなる掘り起こし、と他方では、②「組織的担い手（特定農業団体または同様の要件を満たす組織）」の育成・確保に力を注ぐことが示されている。そして、「認定農業者を中心とする発展性のある組織化を図り、組織内における農地集積、農作業受託等により規模拡大とコスト低減を図る」ことが明示されている⁽⁴⁾。

ところで、当の組織的担い手の具体的な類型としては、①集落タイプ、②地域タイプ、③作業受託組織タイプの三つがあげられる。このうち、①集落タイプ、②地域タイプは、それぞれの集落・地域（旧村単位）を単位として、そのうちの相当数の農家が加入する「農用地利用改善団体」をつくり、そのうえに水稻・大豆作作業をおこなう農業者で「特定農業団体」を設立するものである。また、③作業受託組織タイプは、既存の大豆転作組合などが担い手となるもので、集落もしくは地域を単位とするものがある⁽⁵⁾。

もちろん、以上の三つは基本のタイプであって、実際にはそれぞれの地域の実情に合わせて、集落・地域のなかでの話し合いをもとに、地域農業の将来を考えていくことを原則としている。したがって、以上の三つのタイプの他に、当面は少数の認定農業者だけを担い手とする集落・地域もあるのである。ここでの特徴は、どのタイプを選択するとしても、集落・地域を単位として「農用地利用改善団体」を設立することが求められていることである。すなわち、集落・地域のほぼ全戸の農家が加入する「農用地利用改善団体」を基盤として、そのうえに集落・地域の合意にもとづいた担い手を形成していくことが、基本的なスタンスとなっている。そこで、まず、この「JA庄内みどり」管内において、認定農業者を中心とした集落営農づくりに積極的に取り組んでいる酒田市北平田地区を対象として、その特徴を検討してみたい。

ところで、酒田市北平田地区は、水稻を基幹とし、転作は大豆が主流である。当該地区は、旧村の単位で14の集落からなり、地区全体の農家戸数は185戸、耕地面積は615.1ヘクタールに及んでいる。2010（平成22）年『農林業センサス』によれば、一戸当たり経営耕地面積は290アールと山形県平均193アールを大きく上回っている。また、三ヘクタール以上層の占める割合は、山形県平均15.8%に対して25.5%と高く、認定農業者も68名確保されている。当該地区は、従来水稻集団栽培がおこなわれるなど、これまで水稻作に関する組織化が熱心に取り組まれてきた経緯もっている⁶⁾。事実、水稻集団栽培解体後も、後述する特定農業団体「きたひらた営農生産組合」が結成され、そのなかに「作業受託組織協議会」がつけられるまで、地区全体を範囲とした①カントリー利用組合、②無人ヘリ防除組合、③大豆の作業受託組織（収穫作業）など、多様な組織が存在していたのである。

ところで、この北平田地区でなぜ集落営農が検討されるようになったかについてはいくつかの理由がある。すなわち、まず、将来の米価下落に対する農家の強い危機感である。「北平田地区農業振興協議会」が実施した

シュミレーションによれば、米価水準が一万円程度になった場合、認定農業者としての所得目標（約400万円）をクリアするには、経営規模を約13ヘクタールにまで拡大する必要がある、との結果が出たのである。当面は農地の流動化がそれほど見込めない北平田地区において、厚い層をなす3～4ヘクタール規模の経営であっても、そこまで規模拡大をすることは困難である。そこで、こうした米価下落に対抗するためには、個別経営の努力では限界があり、組織化等によってコスト削減を図っていくことが必要であるという認識が、地区の農家の間で広く共有されるようになったのである。また、当該地区の転作は大豆が大半を占めることから「品目横断的経営安定対策」（現水田・畑作経営所得安定対策）にできるだけ加入する必要があった。しかし、その場合、少数の認定農業者だけが担い手となれば、これまで長く続けられてきた集落内の諸関係が壊れてしまうことが危惧されたのである。

そこで、2005（平成17）年に、将来的な北平田地区の農業をどうしていくかを検討することを目的に、「生産組織あり方検討会」が結成された。この「生産組織あり方検討会」の構成は、従来の集落代表というのではなく、これからの地区の農業を担う比較的年齢の若い認定農業者が中心となっている。すなわち、数集落にまたがる範囲から比較的若い大規模農家を7名選定し、さらに認定農業者会会長、JA庄内みどり、酒田市役所が加わった計13名である。この「生産組織あり方検討会」では、具体的に、将来の作業受委託や農業機械の更新、後継者の有無などについて各戸の農家の意向を聞くアンケート調査を実施するなどして、当該地区全体の組織化のあり方について検討を重ねてきたのである。

この検討の結果、北平田地区全体で615.1ヘクタールの水田面積をもつ「特定農業団体」を立ち上げることになった。地区一本に絞った理由は、現在の集落単位にすると、面積が20ヘクタールに満たないところや担い手の不在なところが数集落あったことによる。また、北平田地区では、集落間の出作・入作が多いために、集落を単位とした場合には、集落営農と認

定農業者の共存が難しくなる可能性があったのである。以上の問題をクリアするには、地区一本に絞った方がまとまり易いという考え方があったといえるのである。つまり、認定農業者を中心とする担い手の側からの要望が働いていたわけである。

そこで、「生産組織あり方検討会」、JA庄内みどり、酒田市役所が中心となって各集落を細かく訪ね、度重なる説明会を実施してきた。その結果、「農用地利用改善団体」に関しては、地区全体のほぼ100%の同意を得ることができ、2007（平成19）年4月に、14集落、404戸をもって設立された。図1は、北平田地区農業関連組織図を示したものである。これによれば、この「農用地利用改善団体」は、もちろん、各集落を基盤とするのであるが、実際にはそのうえに、三集落程度を束ねて、地区全体では、「中部第一

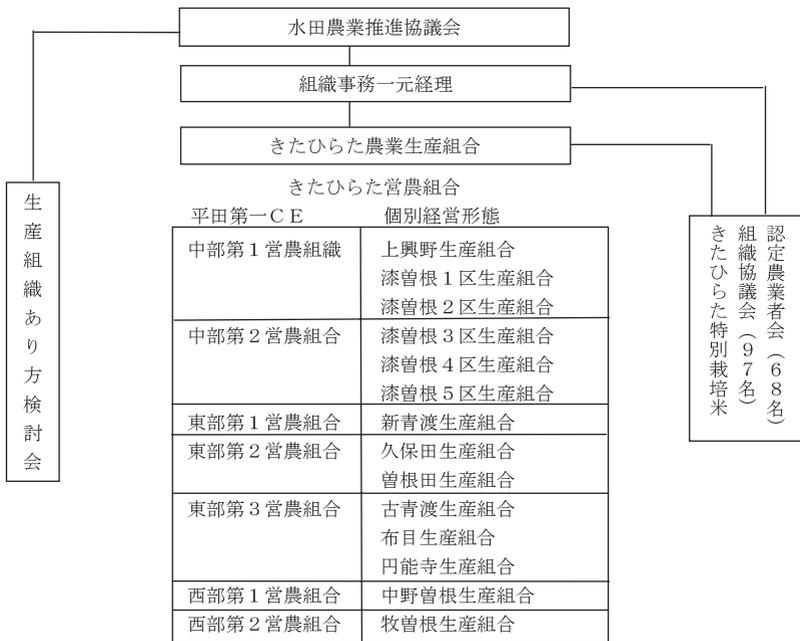


図1 北平田地区農業関連組織図

出典：北平田水田農業推進協議会資料

営農組合」(84.4ヘクタール),「中部第二営農組合」(138.6ヘクタール),「東部第一営農組合」(81.1ヘクタール),「東部第二営農組合」(53.3ヘクタール),「東部第三営農組合」(97.0ヘクタール),「西部第一営農組合」(79.4ヘクタール),「西部第二営農組合」(81.3ヘクタール)の七つの「営農組合」(班)がつくられている。それぞれの「営農組合」(班)は,多少のばらつきはあるが,80~100ヘクタールの規模をもっていることが理解される。各集落は「営農組合」(班)のもとにあつて「組織部会」を構成するが,その代表者は,従来のように当の集落の長老的な人物ではなく,実務にたけ,これからの当該地区の農業を担う認定農業者が就くことが原則となっている。

図2は,「きたひらた営農生産組合」(特定農業団体)の組織図を示したものである。「水田農業推進協議会」のなかに,「作業受託組織協議会」を設置して,「無人ヘリ防除」,「大豆刈取」,「乾田V字型直播」,「温湯殺菌消毒」,「土づくり作業」の共同化を推進してきている。2009(平成21)年4

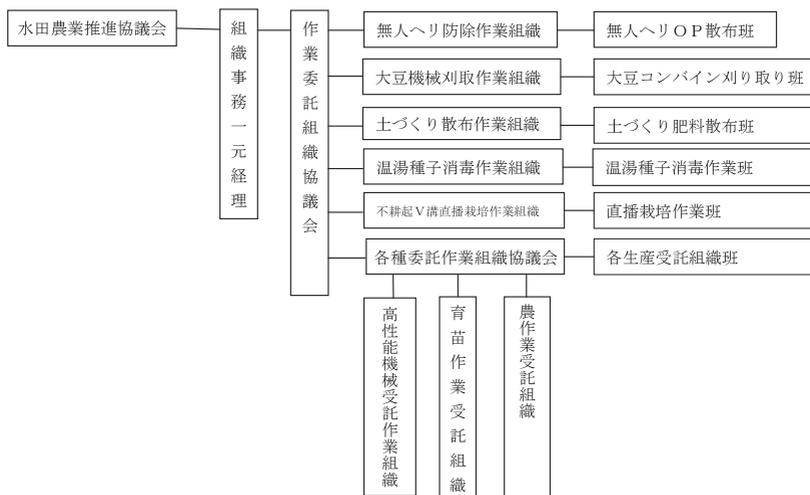


図2 北平田地区農業関連組織図

出典:北平田水田農業推進協議会資料

月には、「集落営農法人等緊急整備推進事業」を得て、コンバイン17台、トラクター3台、代掻きハロー2台、田植機1台を導入し、これまでの個別農家の個別作業と個別機械に頼っていた段階から、秋のコンバイン刈取作業の50%強の共同化に着手してきている。もちろん、この「特定農業団体」は、個別完結志向の認定農業者については、決して強制加入は求めず、「特定農業団体」との共存を模索している。こうして今後は、大型機械の共同化を軸にして、作業組織づくりや有効な土地利用の在り方を追求していき、目標では2012（平成24）年3月に、「農業生産法人」となる準備を進めているのである。法人化の規模は、各「営農組合」単位ということもあるが、北平田地区全体を単位とした法人化も検討されている。

以上のように、北平田地区では、地区単位615.1ヘクタールでの合理的な土地利用のもとで、「特定農業団体」を核として、さらに既存の不耕起V溝直播栽培、無人ヘリ防除、大豆用大型コンバインなどを積極的に利用した、生産性の高い営農が実現していく可能性が強くなってきている。今後は、法人化に向けて、高齢農家や兼業農家をも含めた組織化をどのように図っていくか、また「特定農業団体」と個別完結志向の認定農業者間における農地貸借などの競合をどのように調整していくかという点が重要な課題となってくると思われる。その意味で、認定農業者を核とした集落営農組織がどのように展開していくか、その動向が注目されるところである。

Ⅲ 既存組織の再編による特定農業法人の設立

－三川町青山農場の事例－

本節では、庄内地域ではいち早く集落営農組織を法人化した三川町の青山農場を検討することで、当該地域における集落営農の展開と課題を明らかにすることとする。この青山農場が位置する東田川郡三川町は、庄内平野のほぼ中央にあり、標高差はほとんどない、条件の恵まれた平場水田地帯である。一戸当たり経営耕地面積は、2010（平成22）年『農林業センサス』によれば、山形県平均が2.08ヘクタールであるのに対して、三川町で

は4.07ヘクタールとほぼ2倍の規模を有している。また、経営耕地規模別農家割合を見ると、3～5ヘクタール層の中規模層が全体の35%を占め、山形県平均13.2%を20%程度上回っている。加えて、5～10ヘクタール層の大規模層は21.5%を占め、山形県平均7.6%を大幅に上回り、10ヘクタール以上層では山形県平均1.2%に対して1.4%を占めている。大規模層も厚く存在しているわけである。他方、100戸当たりの認定農業者数を見ると、39人と山形県平均15人を大幅に上回っている。認定農業者も数多く存在しているわけである。しかしながら、こうした特徴をもつ地域においても、39歳以下の基幹的農業者のいる農家割合は3.4%にしかすぎず、若年世代の担い手不足は深刻となっているのである。

それでは、以上の三川町において、農事組合法人青山農場はどのような経緯を経て設立されてきたのかを見てみる。庄内地域では、すでに述べたように、1960年代に春作業の労力不足解消や反収向上などのために「水稻集団栽培」が推進され、それが広範に普及した経緯がある。これは田植の共同作業、共同防除を主として、地域によっては中型トラクターの共同利用も組み合わせられた。しかし、その後70年代に入り、田植機や小型トラクターの普及にともなって、「水稻集団栽培」は解体されることになったのである。そして、ほとんどの集落では、その後1990年代に入るまでの20年間、組織化は進展しなかったのである。青山農場が位置する青山集落においても、1970年代前半に30アール区画の基盤整備事業がおこなわれたのを契機にして、育苗、耕起、代掻、田植作業を共同でおこなう機械利用組合が結成された。表4は、青山農場が設立される前の作業受託組織を示したものである⁷⁾。これを見ると、1974（昭和49）年にトラクター共同利用組織（参加戸数14戸）と田植の共同作業組織（田植組合、参加戸数11戸）に分化するが、そのまま解体することなく法人設立直前まで継続されていたのが理解される。また、1990年代に入ると、カントリー・エレベーター設立にともなって、カントリー利用組合が結成され、青山集落においても刈取組織がつくられているのである。さらに、2000年代に入ると、転作部門の作業

表 4 既存の作業受託組織

組 織 名	設立年次	構成戸数	作 業 名	作業面積	機 械 装 備
機械利用組合	1974年	14戸	耕起・代掻	36・0ha	トラクター 60ps 2台 (H3) トラクター 40ps 1台 (H7)
田植組合	1974年	11戸	育苗・代掻	23・8ha	6条田植機 3台 (H8)
カントリー利用組合	1991年	163戸		338・8ha	
集団営農組合	1991年	23戸	刈取	50・4ha	4条コンバイン 3台 (H9)
大豆生産組合	2000年	6戸	大豆生産	9・4ha	大豆コンバイン 1台 定植機・収穫関連機械
枝豆生産組合	2001年	6戸	枝豆生産	2・0ha	

注：カントリー利用組合の構成戸数，作業面積は地域全体のもの

出典：三川町青山農場「既存機械利用組合と転作受託組合の再編による特定農業法人の設立」2007年

効率化のために，大豆の受託組織（オペレーター6戸），枝豆の受託組織（オペレーター6戸）が相次いで設立されている。このように，青山集落では，法人設立以前に，水稻作部門，転作部門の両方で組織化が図られ，それぞれの農家はそれぞれの意思に従って，必要な組織に参加して，作業の効率化，コスト削減に努力してきたのである⁸⁾。

ところで，以上のような重層的な受託組織が存在したために，地域としては効率的な農業がおこなわれてきた。しかし，他方では，兼業従事が進行し，農業機械をもたない農家であっても，水稻作の維持を可能としてきたのである。したがって，規模拡大を志向する担い手農家への土地集積が進まず，また，集落のなかで農業を継ぐ若い担い手を育成・確保することができないということにもつながったのである。

こうしたなかで，集落の現状に危機感をもった現在の組合長は，2002（平成14）年，集落の有志とともに「青山の農業を考える会」を結成し，集落の重層的な受託組織を再編して一本化し，より効率的な集落営農を目指す方向が検討され始めた。生産組合参加農家全戸に対する「農家アンケート調査」を実施し，その結果にもとづいた集落の話し合いが重ねられたが，個別経営志向の農家も多く，なかなか話し合いはまとまらなかった。しかし，2005（平成17）年に「山形県集落機能強化モデル事業」の対象と

なり、それにともなって、「青山の農業を考える会」を「青山集落機能推進委員会」（集落の役員や農家等11名で構成）に衣替えすると同時に、「総合支援チーム」として三川町農政課、三川町農業委員会、JA庄内たがわ、庄内赤川土地改良区、庄内総合支庁産業経済部の支援を受けることができるようになった。この新たな組織をもって、あらためて全戸を対象とした「営農志向調査」を実施し、その結果にもとづいて、集落内の農地をできるだけ多く、「品目横断的経営安定対策」の補助金交付対象とするために、生産から販売までの経理を一元化した新たな組織をつくる観点から、担い手農家が安心して就労できる「新たな集落営農組織」を設立し、集落農業の統合・発展を目標にすべきことが合意されたのである。その際、家族経営での規模拡大を希望する農家をも含めて、集落全体の農地が効率的に利用できるように、集落内の全地権者からなる「農用地利用改善団体」を設立して、農地の利用調整を図っていく必要があったのである。2006（平成18）年10月、46戸の参加を得て、事業実施区域82.5ヘクタールの「青山農用地利用改善組合」を設立し、「特定農用地利用管理規定」を決定して、農地の集積先となる担い手を後述する農事組合法人「青山農場」と8名の認定農業者・認定志向者としたのである。同年12月には、当該地域における他の集落営農に先駆けて、特定農業法人（農事組合法人）を設立する運びとなったのである。

それでは、こうして設立された農事組合法人「青山農場」の概要を見てみたい。農事組合法人「青山農場」は、2007（平成19）年1月に特定農業法人に認定されているが、この「青山農場」の位置する集落全体の水田面積は82.5ヘクタール、現在の販売農家数は「青山農場」を含めて18戸である。「青山農場」の経営規模（水田）は、31.7ヘクタール、水稻の収穫作業の受託18ヘクタールとなっている。図3は、「青山農場」への農地貸付・作業受託を示したものである。これを見てみると、「青山農場」の構成員は4名、「青山農場」に農地を貸し付ける農家数は22戸（法人構成員を含む）である。「青山農場」に関わる農作業、管理作業は、臨時雇用（パート）を除

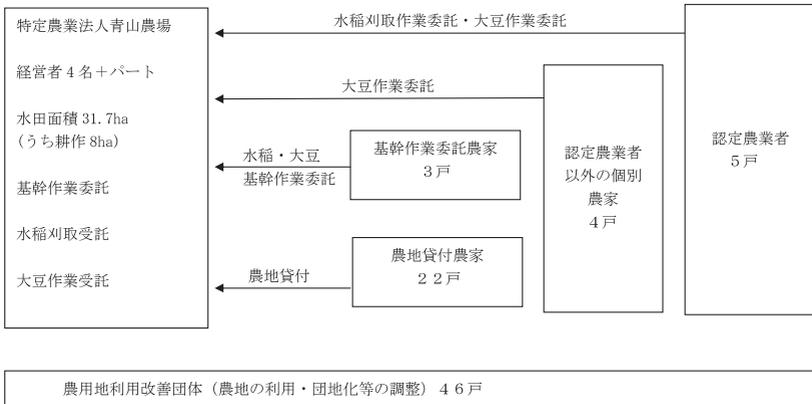


図3 農地貸付・作業委託の流れ

出典：三川町青山農場「既存機械利用組合と転作受託組合の再編による特定農業法人の設立」2007年

けば、この構成員によって担われている。主要作物は水稲，転作の大豆，枝豆の土地利用作物であり，それぞれ面積は23.7ヘクタール，7ヘクタール，1ヘクタールである。農業機械はトラクター（42ps 2台，41ps 1台），田植機（8条1台），自脱型コンバイン1台，大豆用の播種機とコンバイン各1台，防除機となり，主要なものはすべて自己装備されている。

こうした大型機械を利用して，効率的な作業がおこなわれているが，月当たりの労働時間が200時間を越える時もあるなど，4名で経営面積と作業受託をこなすには限界に近い状況がある。臨時雇用として集落の高齢者を6名雇用しているが，出役してくれる人が少なく，雇用の延べ実績は少ないものとなっている。表5は，「青山農場」の地代・賃金を示したものである。地代支払は，町の標準小作料である22000円/10アールを採用している。他方で，労賃については，オペレーター賃金が900円/時間であり，臨時雇に対する作業料金は840円/時間となっていて，やや高い水準にあるが，しかし十分な労働力を雇用するには至っていないのである。役員報酬は，賞与を含めて年間250万円ほどであり，実際受取額はそれに地代収入を加えた額となっている⁹⁾。2010（平成22）年度の収支決算を見ると，

売上高38,550,375円であり、5,737,368円の赤字である。しかし、営業外収入が15,949,162円あり、これを含めて経常利益が9,930,305円の黒字となっている。つまり、各種奨励金や雑収入があってはじめて黒字なのである¹⁰⁾。

表5 地代・賃金・役員報酬

地代	22000円/10a 管理料を含む
賃金	オペレーター 900円/時 臨時雇840円/時
役員報酬	200000円/月

注：2010年聞き取りによる。

以上が「青山農場」の概要であるが、前述のように、当初は集落の主要な担い手がおおむね参加する組織化が目指されてきた。しかし、組織ではなくて、個別で営農を継続する希望を持つ農家があり、最終的には話し合いがまとまらず、「青山農場」に参加する農家は22戸にとどまり、法人に参加しない認定農業者8名（申請予定者2名を含む）とその他の小規模農家数戸が残ることになったのである。この小規模農家は、高齢農家で、自分の代は個別で水稻作をおこなうが、リタイヤ後は「青山農場」に委託する予定である。他方、個別の認定農業者8名は、年齢的にも比較的若く、経営規模も大きい農家である。つまり、集落のなかで比較的若く、規模の大きい専門的な農家が、当面は法人に参加しないで個別で営農を維持することを選択したのである。しかし、法人と無関係かというところではなくて、この認定農業者のうち「青山農場」に刈取作業を委託している農家が5戸あり、必要な範囲内で、法人と関係をもっているのである。また、将来的には、こうした個別農家にも法人に加入してもらえるような条件を作っておくために、「農用地利用改善団体」には加入してもらうことで同意が得られているのである。

それでは、「青山農場」設立によって、どのような点がメリットとして得られたかを見てみたい。まず、法人化したことによって、集落内の誰かが将来的に経営を維持するという道が開かれたことがある。同時に、法人化

したことによって、従来の生産組織に比べて、経営の仕方に応じて役員報酬が得られるため、経営の効率化に努めるようになったことがあげられる。しかしながら、他方では、地代が相対的に高い水準にあり、それが構成員の所得を十分保障することを妨げているのである。もちろん、土地利用型作物の規模拡大ということも考えられるが、今後は新規の複合作物の導入や販売などを積極的に図っていくことが必要になってくる。しかし、構成員の労働時間は現在でも過多であり、したがって現有の労働力でそうした展開を図ることは難しいといえる。そこで、構成員の家族や集落内での労働力の活用が望まれてくるのである。

しかしながら、そうした労働力を集落内で確保することが難しくなっている側面がある。法人の設立にともなって、22戸の農家が法人に利用権を設定している。この農家は兼業化・高齢化が進行している農家であり、したがって、集落の農作業に従事できる労働力を持ち合わせていないのが大半である。実際に、集落内では、臨時雇として数人が出役しているが、その出役時間は限られたものであり、法人が期待している労働力を十分に確保しているわけではないのである。

最後に、法人設立以前は、前述のように重層的な組織化が見られ、集落全体でブロックローテーションをおこなうなど、集落の合意にもとづく合理的な土地利用がなされていたといえる。しかし、「青山農場」の設立によって、法人と認定農業者が別々に存立するようになったことによって、両者の話し合いがつかず、結局、法人と認定農業者それぞれで土地の利用が分断されるという結果が生じていることである。こうした点で、法人の設立は新たな課題をも提起しているのである¹¹⁾。

IV おわりに

以上、庄内地域における集落営農の法人化の動向について、「きたひらた営農生産組合」と「青山農場」を事例として見てきた。「きたひらた営農生産組合」の法人化はまだであるが、法人化の動向について、共通の事柄が

指摘できる。まず、「農用地利用改善団体」を基盤にして、その上に「作業受託組織」等を位置付けるといふ、楠木雅弘の「二階建方式の集落営農」¹²⁾が採用されていることである。これは庄内地域のように、担い手が相対的に厚く存在する地域においては、集落営農を立ち上げた場合でも、個別の営農展開を志向する農家が一定程度存在し、組織と個別経営が併存する場合が少なくない。その際、認定農業者を中心とする個別経営農家も含めて、将来的な地域の土地利用を考えていくうえでは、「農用地利用改善団体」に参加してもらうことが必要なのである。また、それが、集落・地域のみとまりを維持するうえでも必要なのである。しかし、他方では、「青山農場」の場合で見られたように、法人と個別農家がそれぞれ規模拡大をはかっていくうえで、結果として集落での合理的な土地利用が妨げられるということがある。認定農業者を含めた集落営農を進める場合、この土地利用をめぐる競合関係をどのように調整していくかが重要になる。その際、「農用地利用改善団体」を通じた調整が重要になってくるのではないかと思われる。こうした点での課題を庄内の事例は示しているわけである。

第二に、庄内地域においては、従来男性1人の労働力での経営が多く、その後継者も地元で恒常的勤務に就き、必ずしも農業従事の手立ては立っていなかったのである。そのなかで、法人化を契機として、将来的に集落の誰かが経営を継承していける可能性が出てきたのである。しかし、他方では、その法人化も高い地代に直面している。このため、「青山農場」での事例のように、構成員の十分な所得を保障していないのである。この点は、「きたひらた営農生産組合」が法人化しても同様であろう。したがって、既存の土地利用型作物の拡大というだけではなくて、新規複合作物の導入・販売などを積極的に図っていく必要があるのである。しかし、現有の労働力だけではそうした展開を図っていくことは難しいところがある。集落の労働力を積極的に活用していくことが重要になるわけである。確かに、そうした労働力を集落内で確保することは容易なことではなくなっている。つまり、法人化をしても、法人に利用権設定する農家は、高齢化・

兼業化が進んでいる農家であって、もはや集落内の農作業に従事できる労働力を持ち合わせていない場合が大半だからである。「きたひらた営農生産組合」の法人化の場合は、旧村を単位とした法人化が考えられているので、こうした労働力の確保ができ易い面はある。しかし、北平田の場合も、利用権設定する予定の農家は、高齢農家と兼業化が深化した農家である。したがって、「きたひらた営農生産組合」の法人化の場合も同様の事態に直面する可能性は高いわけである。一方で、相対的に高い地代を是正して、オペレーター賃金や雇用賃金の方にはできるだけ配分して労働に対するインセンティブを高めること、他方では、そのためには必要な労働力を確保する道を探っておくことが必要になってくるのである。

集落営農の設立の動きは、こうして、地域の農地利用を集積していく担い手農家が不在である地域に限らず、相対的に担い手が一定程度形成されている地域である庄内地域においても顕在化してきている¹³⁾。もちろん、「きたひらた営農生産組合」の場合のように、規約の作成や一元経理などの政策要件をクリアした以上では必ずしもないということもある。しかし、他方では、それだけにとどまらず、組織としての内実を確かにもなった集落営農も形成されてきているわけである。こうした意味で、庄内に代表される平場水稻農業地帯における新たな担い手の動きとして注目できるのではないかと思われる。

注

- (1) 例えば、農林水産省「水田・畑作経営所得安定対策のポイント」2007年、1頁を参照されたい。
- (2) 東北地域における集落営農組織化の動向を、岩手県花巻地域の事例に即して論じたものとして、渡辺岳陽の論稿がある（渡辺，2005）。事例は花巻であるが、東北地域全体の動向も了解できる。
- (3) 東北地域のなかでも、山形県庄内地域の集落営農組織化の動向については、角田毅の論稿がある（角田，2006）。本稿もその視点において、こ

の角田の論稿に学んでいる。

- (4) JA庄内みどりホームページ <http://ja.midorinet.or.jp/>
- (5) JA庄内みどりホームページ <http://ja.midorinet.or.jp/>
- (6) 山形県庄内地域で取り組まれた水稲集団栽培，そしてその後の有志共同による生産組織化の経緯については，細谷昂・その他の『農民生活における個と集団』を参照されたい（細谷，1993）。
- (7) この青山農場が設立される以前の各種の作業受託組織については，三川町青山農場「既存機械利用組合と転作受託組合の再編による特定農業法人の設立」（2007年），2頁の一欄表から作成してある。
- (8) 青山農場の現組合長への聞き取りによれば，こうして水稲集団栽培後も作業受託組織が継続してきた背景には，従来，集落のまとまりが強く，そのために，集落内の小規模農家への配慮も強かったことがある。集落の論理が強く働いてきていたわけである。
- (9) 以上の地代，労賃，役員報酬については，現組合長への聞き取りから作成している。
- (10) 以上の青山農場の収支決算については，農事組合法人青山農場「決算報告書 第4集」2010年からの数字となっている。
- (11) こうした，青山農場が当面している課題は，後述のように，庄内地域全体にも当てはまるのであるが，青山農場に即して，以上の課題を提起したものとして，角田毅の論稿がある（角田，2008）。本稿での考察も，角田の論稿に学んでいる。
- (12) 楠木雅弘『地域の多様な条件を生かした集落営農』農山漁村文化協会，2006年，131頁。なお，同じく「二階建方式」について論じたものとして，同「品目横断対策と集落営農」（楠木，2006），同『進化する集落営農』（楠木，2010）がある。集落営農の組織化については，これらの文献に多くを学んでいる。
- (13) 担い手農家が相対的に不在な条件不利地域での集落営農法人化の動きとして，広島県の事例を検討したことがある（秋葉，2005）。安易な比較

はできないが、相対的に担い手が形成されている地域との共通性と同時に、差異もあるものと思われる。この点は後日、稿を改めて論じてみたい。

文 献

- 秋葉節夫, 「集落法人の展開と農村社会ー広島県東広島市の事例ー」(広島大学総合科学部紀要Ⅱ『社会文化研究』第31巻, 2005年)
- 角田毅, 「認定農業者を組み込んだ集落営農」『農業と経済』第72巻第12号, 昭和堂, 2006年
- 角田毅, 「東北平場水田地帯における土地利用と担い手の新たな展開」(農業問題研究学会編『現代の農業問題3 土地の所有と利用』筑波書房, 2008年)
- 楠木雅弘, 『地域の多様な条件を生かす集落営農』農山漁村文化協会, 2006年
- 楠木雅弘, 「二階建方式の集落営農」『農業と経済』第71巻第5号, 昭和堂, 2005年
- 楠木雅弘, 『シリーズ地域の再生7 進化する集落営農』農山漁村文化協会, 2010年
- 渡部岳陽, 「東北における集落営農組織化の動向ー花巻地域の事例ー」『農業と経済』第71巻第5号, 昭和堂, 2005年
- 農林水産省, 「水田・畑作経営所得安定対策のポイント」, 2007年
- 細谷昂・小林一穂・秋葉節夫・中島信博・伊藤勇, 『農民生活における個と集団』御茶ノ水書房, 1993年
- 三川町青山農場, 「既存機械利用組合と転作受託組合の再編による特定農業法人の設立」, 2007年
- 三川町青山農場, 「決算報告書 第4集」, 2010年
- JA庄内みどりホームページ <http://ja.midorinet.or.jp/>